

## 第49号議案

府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例

(府中市印鑑条例の一部改正)

第1条 府中市印鑑条例(昭和55年3月府中市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等) 第17条 省 略 (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、 <u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u> 又は <u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出</u>	(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等) 第17条 省 略 (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。) <u>を使用して</u> 、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法

入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定した暗証番号を入力する方法

(2) 省略

(2) 省略

(府中市手数料条例の一部改正)

第2条 府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>（多機能端末機を使用した請求により証明する場合の手数料に関する特例）</p> <p>4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	<p>付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>（多機能端末機を使用した請求により証明する場合の手数料に関する特例）</p> <p>4 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>

律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を使用した請求により証明する

律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。）に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を使用した請求により証明する場合の手数料は、第2条第1項の規定にかかわらず、いずれも1件につき100円とする。

場合の手数料は、第2条第1項の規定にかかわらず、いずれも1件につき100円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。